

南大隅町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 南大隅町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	2.9	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1地区		
処 理 場 数	1 処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	世帯あたり(基本料金1,600円+1人につき500円)×消費税 (例)1世帯の4人家族であれば1600円+2,000円+消費税(8%) 1,600円+2,000円=3,600円×1.08=3,888円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務用施設(税込) A 1月につき16,200円 役場、学校、給食センター、温泉保健センター等 B 1月につき10,800円 さたでいホール、交流センター等 C 1月につき5,400円 農協(JA)、Aコープ、保育園、郵便局等 D 1月につき2,808円 旅館、食堂、ガソリンスタンド、スーパー、クリーニング店、豆腐、鮮魚店 E 1月につき1,188円 公民館又は上記以外の事業所等				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	業務併用住宅で業務用トイレを設置している場合、業務用料金を加算する。 (例)業務用Dで3人世帯 2,808円+1,620円=4,428円(税込)				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,255 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	61,737 円
	平成26年度	3,348 円		平成26年度	63,105 円
	平成27年度	3,348 円		平成27年度	64,361 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0人
事 業 運 営 組 織	該当なし

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	
	イ 指定管理者制度	地元業者に指定管理者として施設等の維持管理を行っている
	ウ PPP・PFI	
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	取組みなし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	取組みなし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

--

2. 経営の基本方針

南大隅町では、少子高齢化や人口減少等の課題があり、厳しい社会情勢を迎えています。河川等の水質悪化を防止し、豊かな自然環境を維持するため、農業集落排水事業の健全な経営に努めてまいります。

また、平成26年度から平成29年度までの下水道長寿命化機能強化対策事業の実施により農業集落排水施設及びポンプ祖施設の老朽化した機械・機器・電気設備の更新と人口減少に伴う処理可能能力の余剰分を見越し、維持管理の経費削減に努めます。

今後の農業集落排水事業を効率的かつ健全に運営するため本計画を策定します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・新たな整備は行わず、平成26年度から既存設備の機能強化事業で機能低下の回復を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

・集落排水事業における主な収益的収入は、営業収益の使用料収入、営業外の一般会計繰入金となっています。

そのうち使用料収入については、すでに施設整備が終了していることから、大幅な水洗化人口が見込めないことや、今後の人口減少により減収は避けられないものと想定しておりますが、まだ、未接続世帯への理解と協力を働きかけ引き続き適切に利用されるよう水洗化率の向上を図ります。

使用料の改定については、今回の計画期間では計画しておりません。

将来的には必要性、実施時期や改定内容について慎重に判断し、改定する場合は利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要だと考えています。

・現状では収支の均衡を図ることが困難であるため、維持管理費の圧縮に努め必要以上の繰入れを行わないこととしています。

・平成26年度から機能強化事業(国庫事業)を実施しており事業費の1/2程度が見込まれ、残りを企業債の借入により財源確保しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

現状の水準で推移するものとし、指定管理者による維持管理費は毎年検討します。また、修繕費については平成26年度までの実績をベースとしながら、緊急的な修繕に備えた金額を加算しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	検討なし
投資の平準化に関する事項	平成35年度から平成37年にかけて前回更新していない機器類の更新を予定しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	検討なし
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	前回の改定が平成20年であり、消費税率の変動がある場合に検討を考えています。
資産活用による収入増加の取組について	取組みなし
その他の取組	現在、汲み取り世帯と合併浄化槽世帯へ農業集落排水への編入の推進を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	指定管理者制度を採用
職員給与費に関する事項	該当なし
動力費に関する事項	機能強化事業の実施で経費削減を図ります。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	緊急時に備え確保します。
委託費に関する事項	毎年維持管理について協議します。
その他の取組	不明水で処理機能の低下などへの影響が懸念されるため、現地調査を実施します。また、調査の結果に基づいて、効率的な不明水対策を実施します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5年毎に見直し、また、更新事業の実施時も見直しします。
---------------------	-----------------------------